

保育時間に就いて

文部省總務局調査課 多田 鐵雄

現下國家總力戦に在つては、勞力の増大が無限に要求せられす暇あるものは凡て勤勞に勤員される一方、家の中の手不足は、諸種の事情による主婦の仕事の激増と相俟つて、學童乃至幼兒の保護監督の問題が一層真剣に考へられねばならなくなつて來てゐる。

在るべき幼稚園は後述する如く元來その教育的役割を果すと共に社會政策的役割をも擔當せねばならぬはづであるが、戦争に次いで最重要である教育も既知の如く年限短縮を前提とする學制改革を行はねばならなかつた程、云ひ換れば戦争のためには或は他の凡てを犠牲にしても已むを得ざる如き切迫せる目下の状態を考へる時、若し幼兒を預かる時間が長ければ長いほどこの國家總力戦に寄與することが多いとするならば、何を措いても、この方向に邁進せねばならぬはづである。このことは幼稚園運営者に取つても、保母に取つても一方ならぬ負擔を加重するものである。而もなほ國家がこれを要求するならば運営者も保母も喜んで

この負擔を引受けらるであらう。大阪に於ける昨秋來の延長保育の實施もその現れであり、今年四月から東京府の私立幼稚園が延長保育を考慮するのみならず、現在子女保護の要から退職するの已む無きに至らんとする國民學校教員及び保母の幼兒を可及的満二歳位より預り、之を女教員及び保母の勤務時間中、即ち終日保護することを企圖してゐるもの、然りである。

されば現在に於て、幼兒が在園する時間を幼兒の家庭の事情に應じて充分に延長し得るよう配慮することは、極めて必要であり、即刻實行すべき事柄である。然しながら現實の事態に捉はれて遠き将来に對する眼を開ぢるならばこれも又由々しき問題でなければならぬ。その意味に於て我は所謂延長保育を最必要と断じ、その即刻實施を主張しつゝも、幼稚園の保育時間なるものについて根本的検討を加へんとするものである。

保育時間の沿革 先づ順序として我が國幼稚園制度中に

於ける保育時間の沿革を眺めて見よう。明治八年から約一年半開設せられてゐた京都の柳池校の付設せられた幼稚遊嬉場は我が國幼稚園の嚆矢であるがその概則には「稚兒教育法ニ於テ其宜ヲ得ル極メテ難シ課業ヲ設クレハ厭苦倦却ス且ツ稚兒ノ性タル定意ナク多時一所ニ居ルヲ欲セス故ニ課業ヲ設ケス勤惰ヲ問ハス進退出缺モ亦之ヲ制セス」であり、別段の保育時間は定めて居ない。明治九年の幼稚園の實際の開祖たる女子高等師範學校の附屬幼稚園はその開園當時の規則に於て「小兒保育ノ時間ハ毎日四時トス、但シ當分ノ間保育時間内ト雖モ小兒ノ都合ニ由リ退園スルモ妨ケナシトス」を定めてゐる。公令上に保育時間が規定されたのは明治三十二年の幼稚園保育及び設備規程であり、その第二條は「保育ノ時數(食事時間ヲ含ム)ハ一日五時以内トス」であり、次に翌年には小學校令中に包攝せられて、その小學校令施行規則は第二百二條に於て「保育ノ時數ハ一日五時以下トス前項ノ時數ニハ食事時間ヲ包含ス」と云つてゐる、これが明治四十四年七月の小學校令施行規則中改正に於て第二百二條は「保育ノ時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クルヘシ」と改められた。更に獨立せする何等の規定をもせず、その施行規則に於て、毎週保育時數は園則中に於て定めるべきことを命じたのであるが、

それと共に施行上注意の訓令に於て「父母共ニ勞働ニ從事シ子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達セムコトヲ期セサルヘカラス隨ツテ其ノ保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及フモ亦可ナリト認ム」としたのである。

以上を一見するに、明治初年以來四時間以内乃至はその前後であつたものが、明治三十三年以後は五時間以下となり、それが一般であつて、明治四十四年以降は、特殊の場合にはこれよりも長くなし得ることになつたもののやうに思はれるが、この見方は必ずしも當つてはゐない。抑々文部當局としては、勿論時代に依つて幾分の消長は在つたことは云へ、幼稚園なるものは教育的機能と保護的機能の両面を持つものであると云ふ考へを一貫して堅持して來てゐるのであつて、之は貧困者勞働者の幼児を看護保育する施設の要を指示した明治十五年の文部省示諭、明治二十五年東京女子高等師範學校附屬幼稚園に設けられた下層階級の幼児のための分園、大正十五年の幼稚園令に關聯する訓令中で「父母共ニ勞働ニ從事シ子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ」と指摘した事實等を見ても明かである。

この點からして敍上の保育時間の沿革を見るならば、保育時間は毎日五時間以下と云つたやうな、しかく形式的なものであるべきでない、これが自ら判明して來るのである。明治初年の東京女高師の幼稚園の規則は、時の校長中村正直氏が記述したフレーベル氏幼稚園論の概旨中の「フレーベル氏曰く、母たるもの必ずしも善師ならねば小兒の教養は永く家中に限るべからず、小兒の才、天然の能を發せしむる好機會を與ふるには小兒を會し、一所に群をなさしむべし」(日本幼稚園史四七頁)の趣旨より出でて規定されたことが想像され、而も當時の保育料が月二十五錢(二年後の明治十一年には五十錢に増額せられてゐる)で入園料が五十錢であつたと云ふことは相當餘裕ある家庭を先づ対象としてゐたことも推定されるのである。さればこゝで保育時間を四時間と定めたのは保護的機能を重視する要がなかつたからであると云へる。従つて明治二十五年七月から初められ、明治三十八年頃まで續けられた、貧困家庭の幼児を保育料なしで收容する同じ東京女高師附屬幼稚園の分園に於ては、保育時間も毎週三十三時以上四十三時以下と定めたのである。これは保育の方針、特に教育の實際に於ては本園も分園も相違するわけではなく、たゞ保護的機能を一方は充分に働かせる必要があつたらこそそのことである。

明治三十二年乃至三十三年の保育時數の規定は多分に小

學校令との關聯に於て考へられたと見るべきであらう。即ちその小學校令施行規則はその第十九條一に於て「尋常小學校ノ每週教授時數ハ二十八時ヲ超エ又十八時ヲ下ルコトヲ得ス」とあり、小學校兒童が毎週二十八時以下であるならば、それより年少の幼兒が二十八時以上在園することを不合理と考へたのであらう。即ち毎日五時以下と云へば土曜日を三時間として丁度毎週二十八時となるわけである。この推定を敢て得る根據の一つはこの當時に於て公立幼稚園が私立に比し壓倒的に多數であつたと云ふ事實である。云ふまでもなく公立幼稚園には小學校付設のものが少くない。今こゝに若干参考の數字を示せば、公私は明治十六年に於ては六對六、明治二十三年に於ては一〇二對四五、明治三十年は一六六對五五、明治三十二年は一七二對五六であり、その後明治四十一年に二〇六對一九八と略々同數となり、大正六年には二四七對四二七、昭和二年には三八三對七九、昭和十五年には六四二對一四〇九である。即ち現在では私立が公立の倍以上であり、明治四十年代に於ても、明治初年後數年に於ても公私略々同等であったのが、明治三十年當時は私立が公立の三倍以上も占めてゐたのである。かく見るに理想はともあれ、公立幼稚園の性質上、實際には保護の面が閑却され、教育の面が主として考へられたことは已むを得なかつたであらう。然しこの保育時間が

制限し明治四十四年に於て定員規定改正と共に早くも撤廢されたことは、明治三十三年當時の偏向を矯正した處置として領けるのである。

大正十五年の幼稚園令は保育時間を規定しなかつたのみならず、その關係訓令に於て、幼稚園の保護的機能の發揮を要請したのである。

之を要するに保育時間の問題は、幼稚園保育が教育と保護の二面を持つ限り、あくまでも、その實際に適應して考慮すべき事柄である。その意味に於て明治三十三年當時には、一般的に見て長時間の保護が餘り問題になつて來なかつたとも云へよう。

こゝで我々は保育時間を正しく理解し、正しく配慮するためには保育とは何ぞ云ふことをから考へねばならぬと思ふ。上述の如く保育には教育の面と保護の面があると述べたが、この兩者が車の兩輪の如きものであることは元より論を俟つまでもない。園児が幼稚園の門を潜つてから、退園するまでの全ての時間が保育の時間であると云ふ。幼児の保育は生活保育であるが故に教育と保護とは區別すべきでない云ふ。正にその通りである。然し午睡に關して云へば、所定の時間に、静かに就寝するやう指導し、之を實行させるのは教育である。とは雖も實際に午睡をしる時間は保護の時間であつても教育の時間ではない。會集後か

ら退園時までの間の自由遊びも、登園後會集の始まるまでの自由遊びも、乃至は退園時後居残り幼児のする自由遊びも、本質的には同一であつても、或は指導、誘導の濃度その他によつて、その間に自らなる差異が見出されるることは、實際者によく知るところである。こゝに保育は教育と保護の二者一體であるとしながら、教育乃至指導の機能の強い保育と、保護乃至看護の機能の強い保育とが考へ分けられる。こゝに保育の本質を解く一つの鍵がある。

次に幼稚園令は「家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」であるが、この補ふの意味を我々は廣く解釋すべきだと考へる。即ち幼児の教育は本來は家庭教育のみで事足りるはづであるが、實際には中々充分には行はれぬ故に之を補ふと云ふ事が一つ、例へば環境の整理、規則的生活習慣の養成、適度の運動機會の提供等がその一例である。更に「兩親こそは幼児の最善の教育者なり、然れどもこの兩親を中心とする家庭教育では與へられぬ、而も大切な教育も存在する」從つて教育を完全ならしめるためには他の教育を以て家庭教育を補はねばならぬとする前提のもとに、かかる意味で家庭教育を補ふと云ふことがその二であり協同、協力、正しい競争等社會性を涵養する協同生活指導、家庭全體の偏食傾向矯正等がその一例であつて、この二つを共に含むものが、この條文であるわけである。而してこの兩者のいづれを先

づ幼稚園は普遍的目的考へるべきか云へば、それは敢て贅言を要せぬことではあるが、後者でなければなるまい。即ち前者に於ては或は家庭教育が十分に行はれるこゝも有り得るが故に、かかる時は幼稚園の存在理由を必ずしも正當付けない。事實一頃の文政審議會等に於てかかる考へ方の存在したことも事實である。然し後者に於ては断々平らして幼稚園の存在を要請するものである。逆の面から云ふならば、前者に於ては家庭教育が主であり、保育は從であるが、保育が家庭教育を補つて、家庭教育そのものを完全ならしめ得る考へ方が強まる。家庭教育を代行するものになり、兎もする主客顛倒して家庭から幼兒を奪ふ結果となることさへ考へられる。云ふのは家庭教育の不完全を思ふあまり、家庭教育を無視する狀態を生むからである。終日保育のみを以て幼兒の教育を全う得る考へはこゝから生じて来る。之に反して後者は家庭教育と平行して、而も獨自に存在するものであり、家庭教育の必要を飽くまで主張しつゝ、之と相俟つて教育して行くものである。勿論或る場合は家庭教育を訂正せねばならぬことが多々ある。然しこの場合に於ても家庭教育はそれとして生かしつゝ、之に訂正を加へるのである。ドイツの國民、殊に母性が柔弱に流れ、國家意識を喪失せんとしたとき、斐ヒテは「國家の幼兒を柔弱なるその母親に委ねておい

てはならぬ。満三歳以上の幼兒は、之を母親の手から引取つて國家が教育せよ」と叫んだ。然し我が國では或は皇國國民教育徹底のために母親を指導し、同時に母親から離して幼兒を教育せねばならぬ場合もあらうが、飽くまでも母親は幼兒の教育者であるはづであり、母親は臣民たるの道を希求してゐるはづである。

以上は「家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」かかる條文を中心として教育的機能を中心とする保育の場合について考察したものであるが、更に保護的機能を主として考へて見よう。

明治十五年の文部省示諭「然レドモ幼稚園ニハ又別種ノモノアリ都鄙ヲ論ゼズ均シク之ヲ設置シ貧民力強者等ノ兒童ニシテ父母其養育ヲ顧ミルニ暇アラザルモノヲ之ニ入ルコトヲ得ベキモノトス此種ノ幼稚園ニ在テハ編制ヲ簡易ニシ唯善ク幼兒ヲ看護保育スルニ堪フル保姆ヲ得テ平隱ニ遊嬉テナサシムルヲ得バ即チ可ナリ是レ尙ホ群兒街頭ニ危險鄙猥ノ遊嬉テナスモノニ比スレバ大ニ勝ル所アリ、其父母モ亦係累ヲ免レ生産ヲ營ムノ便ヲ得テ其益蓋シ少ナカラザルベキナリ」及び大正十五年訓令の「父母共ニ勞勵ニ從事シ子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ」の二つは幼稚園の保護的面を強調した好例である。而して幼兒の保護は本來は家庭が之に當るべきなるも、已むを得ぬ場

合に之を幼稚園が引受けるものである。この場合には教育云ふ問題は一應前面から退き、保護のみが問題となつて来る。そして、之は家庭教育を行つする場合の「家庭教育テ補フ」、「一脈の關聯に立つてゐる。

敍上のここからして今まで幼稚園保育を一般に呼ばれてゐるものゝ内容には狭い意味での保育(教育)と看護(保護)との二つが存在してゐることが明かになつた。即ち幼稚園保育とは狹義の保育と看護が或は交錯し、或は交互に、或は融合して行はれるものと云へよう。我々はかかる狹義の保育と看護を統合して保育として考へて來るために慣れ來た。然し幼稚園の持つ二つの機能を考へるとき、一應之を分析して考へることは蓋し差支へないこではあるまいか。

幼稚園の保育時間

この點からして幼稚園の保育時間と云ふ問題を考へて見よう。而る場合、我々は狹義保育が家庭保育と平行して行く點から考へて、狹義保育時間のみについて云へば、家庭教育の時間を奪はぬ程度に制限を受くべきものと思惟する。云ひ換れば兩親を中心とする家庭に對し幼児教育に対する自己責任を飽くまでも擔當せしめねばならぬ。之に反して看護時間(保護)は家庭の擔當すべき保護を行つるもの故に、その必要に應じて無限に延長されるべきであり、それをも已むを得ぬとすべきである。

幼稚園の保育時間と云ふ問題を考へて見よう。而る場合、我々は狹義保育が家庭保育と平行して行く點から考へて、狹義保育時間のみについて云へば、家庭教育の時間を奪はぬ程度に制限を受くべきものと思惟する。云ひ換れば兩親を中心とする家庭に對し幼児教育に対する自己責任を飽くまでも擔當せしめねばならぬ。之に反して看護時間(保護)は家庭の擔當すべき保護を行つるもの故に、その必要に應じて無限に延長されるべきであり、それをも已むを得ぬとすべきである。

從來は或はこの狹義保育時間と看護時間とはたまゝ一致してゐたのかも知れぬ。然し現下は元より將來の社會に於てはこの兩者の喰違ひは益々甚だしくなるであらう。大阪市に於ては昨秋より、各園が夫々の家庭に朝何時から午後何時まで児童を預かつて欲しいかの問合せる發し、夫に應じて或は一齊に退園時を三時まで延長し、或は一部を三時まで、一部を四時までと云つた工合に延長してゐる。率直に云へば從來から凡ての幼稚園がかかる配慮をなすべきではなかつたかと考へるものである。このことは一律的取扱ひを監督當局から受ける公立幼稚園に於て、實はその幼兒の家庭層から云つて、特に必要でなかつたであらうか。現下は凡ての幼稚園が看護時間の延長を真剣に考慮せねばならぬ秋である。

更に現在都市に於ては買出しのために主婦が相當の時間を奪はれてゐる實情である。これに對しては保育時間を例へば十時から三時までと云ふやうにすらすことも或は考慮すべきであらう。

我々が延長保育、乃至は保育時間の延長と云はず、敢て看護時間の延長と云ふ所以は、夫々の幼兒の事情に應じて延長時間の長短のあり得る場合を、凡ての幼兒を對象とする狹義保育から明確に區別せんがためであり、同時に前述の如く家庭教育の重視を飽くまで問題にしてゐるからであ

る。

抑、一般の人々は幼児の問題の場合のみでなく、一般的な学校教育に對して、明治末期後學校形體の形式的整備に伴ひ、之を唯一の教育機關として家庭教育を忘却した傾向はなかつたであらう。元より家族制度の實際的變貌と共に兩親は或は家庭教育を擔當する實力を減退するに至つたこことは一因であらう。さは云へ、例へば女學校に於て女生徒が朝起きるご自分の身仕度のみに追はれて母の作った朝飯をかき込み、母の作った辨當を持つて、忽々に登校を急ぎ、歸宅後は或は疲勞に足を投げ出し、或は宿題その他に没頭して家事を手傳ひ見習ふこそ皆無の如き有様では、何で最も大切な青年期の躰が出来るであらうか。少くとも家事を手傳ひ、掃除等をすましてから登校すべきではなかつたか。國民學校に於ても學校で先生が教へてくれるだらうからこそ云つた考へで子女を放任してゐた兩親が多くなかつたであらうか。學校教育には學校教育の限界があり、それ以上には超え得ないのであり、飽くまでも之を平行して家庭教育の必要があるわけである。

この意味に於て幼稚園に於ても飽くまで家庭教育、云ひかへれば兩親の義務を尊重せねばならぬのであつて、「家庭教育ヲ補フヲ目的トス」の言葉の含蓄深きことに今更感嘆するものである。

この立場を見失なはず、現在及び將來に於て幼稚園は保護の機能を可及的發揮するに努力すべきであらう。

社會事業研究所、愛育研究所共編

「本邦保育施設に關する 調査」

—感謝すべき調査と刊行—

財團法人中央社會事業協會社會事業研究所、恩賜財團愛育會愛育研究所、共同の事業として、昭和十五年、十六年の二ヶ年計畫を以て、頭書の調査を進められてゐたが、その結果が今回五百八十五頁の大冊にまとめられて、刊行（非賣品）せられた。その計畫に就て兩研究所に敬意を表するごとに、調査と整理との衝に當られた委員諸氏の努力と御苦勞に對して深甚の感謝を呈する。昨年三月、文部省教育調查部から、調查資料第七輯として「幼兒保育に關する諸問題」が刊行せられたが、兩者相俟つて、實に周到なる資料を與へられた譯である。從來、此種實狀調査のないことはこの問題の検討と刷新發展の新企劃のために大いに缺陷があつたが、之れを得て欣慶にたへない。殊に幼兒保育問題の方に重要性を加へ來つてゐる今日に於て、至幸ござるを得ぬ。

（倉橋惣三）